

公 募 公 告

当局において下記に掲げる業務の発注を行うにあたり、申込書等の提出を招請する公告を実施します。

令和6年1月18日

支出負担行為担当官
関東地方整備局副局長 衛藤 謙介

1. 業務名

令和6年度 クレジットカード方式による公共料金の決済業務

2. 業務期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日
(ただし、本業務の履行期間は53か月を予定している。)

3. 業務の内容

本業務は、業務受託者（以下「受注者」という。）が関東地方整備局（以下「発注者」という。）又は発注者が指定する管内に設置されている事務所を法人会員に入会させ、会員番号の付与を行い、発注者の指定する業者（以下「事業者」という。）から発注者に対して公共料金の支払請求が発生した都度、発注者に代わり、事業者の定める期限までにクレジットカード方式による決済を実施（以下「カード決済」という。）することとする。

また、受注者は、発注者に代わり、カード決済を実施した金額（以下「カード利用金額」という。）を発注者に請求を行うものとする。

4. 公募に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再審査を受けたものを除く。）でないこと。
- (4) 公募参加申込書の提出期限から抽選日までの期間において関東地方整備局から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 公募説明書の配布日時及び場所

(1) 配布日時

令和6年1月18日から令和6年2月8日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで（最終日は15時00分まで）

(2) 配布場所

〒231-8436 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 15階
関東地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係

電話 045-211-7413 mail : pa.ktr-keichou@mlit.go.jp

その他関東地方整備局港湾空港部ホームページ(<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/>)からダウンロードすることも可能。

6. 申込書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年2月8日 16時00分まで

(2) 提出先

原則として電子メールにより提出すること。又は5.(2)に示す場所に、持参又は郵送もしくは託送により提出すること。(郵送、託送による場合は書留郵便等の配達記録が残る手段に限るものとし、上記提出期限までに到達することを要する。)

7. 質問の受付及び回答

(1) 質問は、書面(書式自由、ただし規格はA4判)により行うものとし、原則として電子メールにより提出すること。又は持参又は郵送もしくは託送により提出すること。(郵送、託送による場合は書留郵便等の配達記録が残る手段に限るものとし、上記提出期限までに到達することを要する。)

なお、質問には担当窓口の部署、氏名、電話及びメールアドレスを併記するものとする。

① 質問の提出先

5.(2)に同じ

② 質問の受付期間

令和6年1月18日から令和6年2月13日まで。

持参の場合は、上記期間の休日を除く毎日10時00分から16時00分まで

(2) 質問に対する回答は、令和6年2月20日17時00分までに、申込書を提出した全ての者に送付する。

8. 抽選日、抽選会場

(1) 抽選日

令和6年2月26日 10時00分～

(2) 抽選会場

関東地方整備局 入札室(横浜第二合同庁舎15階)

9. 契約予定者の決定方法

公募に参加する者に必要な要件に関する事項に掲げる条件を満たす者を抽選にて1者を選定の上契約する。

ただし、条件を満たす者が1者のみの場合は、抽選は行わない。なお、条件を満たす者が1者の場合も、契約予定者の決定は8.(1)に記載する日時に行う。

10. 契約書の作成の要否 要

11. 申込書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な要件を満たさない者の申込書等は無効とする。

12. その他

(1) 申込書等については、日本語で記載すること。

(2) 本手続についての照会窓口は、5.(2)に同じ。

- (3) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件に行うものである。
- (4) 次年度以降は、当該年度の予算成立を条件に、各年度毎に随意契約を行う。
- (5) 詳細は説明書による。

公 募 説 明 書

下記に掲げる業務に係る公募公告の詳細は、下記のとおりです。

1. 業務名

令和6年度 クレジットカード方式による公共料金の決済業務

2. 業務期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日

(ただし、本業務の履行期間は53か月を予定している。)

3. 業務の内容

本業務は、業務受託者（以下「受注者」という。）が関東地方整備局（以下「発注者」という。）又は発注者が指定する管内に設置されている事務所を法人会員に入会させ、会員番号の付与を行い、発注者の指定する業者（以下「事業者」という。）から発注者に対して公共料金の支払請求が発生した都度、発注者に代わり、事業者の定める期限までにクレジットカード方式による決済を実施（以下「カード決済」という。）することとする。

また、受注者は、発注者に代わり、カード決済を実施した金額（以下「カード利用金額」という。）を発注者に請求を行うものとする。

4. 公募に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再審査を受けたものを除く。）でないこと。
- (4) 公募参加申込書の提出期限から抽選日までの期間において関東地方整備局から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 申込書等の提出

4. に掲げる公募に参加する者に必要な要件を有することを証明するため、申込書（別紙様式1）並びに4.（2）の要件を有することが分かる資料の写しを提出すること。

6. 申込書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年2月8日 16時00分まで

(2) 提出先

以下に示す場所に持参又は郵送もしくは託送により提出すること。（郵送、託送による場合は書留郵便等の配達記録が残る手段に限るものとし、上記提出期限までに到達することを要する。）

〒231-8436 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 1 5 階
関東地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係
電話 045-211-7413 mail : pa.ktr-keichou@mlit.go.jp

7. 質問の受付及び回答

(1) 質問は、書面（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、原則として電子メールにより提出すること。又は持参又は郵送もしくは託送により提出すること。（郵送、託送による場合は書留郵便等の配達記録が残る手段に限るものとし、上記提出期限までに到達することを要する。）

なお、質問には担当窓口の部署、氏名、電話及びメールアドレスを併記するものとする。

①質問の提出先

6. (2) に同じ

②質問の受付期間

令和6年1月18日から令和6年2月13日まで。

持参の場合は、上記期間の休日を除く毎日10時00分から16時00分まで

(2) 質問に対する回答は、令和6年2月20日17時00分までに、申込書を提出した全ての者に送付する。

8. 抽選日、抽選会場

(1) 抽選日

令和6年2月26日 10時00分～

(2) 抽選会場

関東地方整備局 入札室（横浜第二合同庁舎15階）

9. 契約予定者の決定方法

公募に参加する者に必要な要件に関する事項に掲げる条件を満たす者を抽選にて1者を選定のうえ契約する。

ただし、条件を満たす者が1者のみの場合は、抽選は行わない。なお、条件を満たす者が1者の場合も、契約予定者の決定は8. (1)に記載する日時に行う。

10. 契約書の作成の要否

別添契約書（案）により契約書を作成するものとする。

11. 申込書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な要件を満たさない者の申込書等は無効とする。

12. その他

(1) 申込書等については、日本語で記載すること。

(2) 本手続についての照会窓口は、6. (2) に同じ。

(3) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件に行うものである。

(4) 次年度以降は、当該年度の予算成立を条件に、各年度毎に随意契約を行う。

(5) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

様式 1

申 込 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
関東地方整備局副局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

令和6年1月18日付けで公募公告のありました「令和6年度 クレジットカード方式による公共料金の決済業務」に係る公募に参加する者に必要な要件について審査されたく、下記書類を添えて申込ます。なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 公募説明書4.（2）の要件を満たすことを証明する資料 別添のとおり

※以下は、申請書の押印を省略する場合のみ記載すること。
（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）

担当者（会社名・部署名・氏名）

連絡先 1

連絡先 2

契約書（案）

支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 ○○ ○○（以下「発注者」という。）
と
（以下「受注者」という。）とは、「令和6年度 クレジット
カード方式による公共料金の決済業務」について、次の条項により契約（以下、「本契
約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 発注者と受注者は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 受注者は、別冊の仕様書に基づき、発注者を受注者の発行するカードの法人会
員に入会させ、発注者に会員番号を付与し使用させるものとする。

なお、本契約に定める事項の他は、受注者の定めるカード会員規約の定めに従うも
のとする。

- 2 発注者は、付与された会員番号を、発注者が指定する公共料金を請求する事業者に
限り使用するものとする。
- 3 発注者は、会員番号の使用によって生じた加盟店への発注者に対する公共料金を受
注者が当該加盟店に立替払いすることを、あらかじめ承諾するものとする。
- 4 発注者は、前項の公共料金を、受注者に支払うものとする。
- 5 別紙における事務所（以下、「事務所等」という。）は、第1項の規定における発
注者と同様に会員番号の付与を受け、使用できるものとする。
- 6 第2項から第4項の規定は、別表の事務所等について準用する。この場合において、
各条項中「発注者」とあるのは「事務所等」と読み替えるものとする。
- 7 発注者は、別紙の事務所等に追加等の変更が生じた場合、受注者に対して届け出る
ものとし、受注者の承諾を得るものとする。

（業務期間）

第3条 業務期間は、令和6年5月1日から令和7年3月31日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、年会費として0円（税抜金額）とする。なお、本契約金額には、
カード利用金額は含めない。

（契約保証金）

第5条 本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第7条 受注者は、業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2. 受注者は、前項ただし書に基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者(以下「下請負人」という。)の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
3. 受注者は、第1項ただし書に基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、受注者がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と約定しなければならない。

(履行体制の把握)

第8条 受注者は、前条第1項の承諾を得た場合において、再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下、「履行体制に関する書面」という。)を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(係官)

第9条 発注者は、この契約の履行について自己に代わって監督し若しくは指示する係官を定め、通知するものとする。

- 2 受注者は、係官の監督又は指示に従わなければならない。

(連絡窓口)

第10条 受注者は、業務履行の円滑な運営を図るため、連絡窓口を定め、書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。連絡窓口を変更したときも同様とする。

(事情変更)

第11条 発注者及び受注者は、事情の変更により必要がある場合には、業務を一時中止、又は業務の一部を打ち切ることができる。

- 2 発注者及び受注者は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天変地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合は、協議の上、本契約内容を変更することができる。

- 3 前2項の場合において、本契約を変更する必要があるときには、発注者及び受注者の協議の上、書面により定めるものとする。
- 4 前項の場合において生じる一切の費用は、受注者の負担とする。

(検査)

- 第12条 受注者は、毎月1日から末日までのカード利用に係る明細書(利用日、利用先、利用金額等が記載されているもの)を作成し、仕様書に定める期限までに発注者へ通知し、発注者が指定する検査職員による検査(以下、「検査」という。)を受けなければならない。
- 2 発注者は、前項の明細書の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。
 - 3 受注者は、検査に合格したときをもって業務の完了(以下、「業務の完了」という。)したものとする。
 - 4 前項の場合において生じる一切の費用は、受注者の負担とする。
 - 5 第1項から第4項の規定は、別表の事務所等について準用する。この場合において、各条項中「発注者」とあるのは「事務所等」と読み替えるものとする。

(料金の請求及び支払い)

- 第13条 受注者は、各月の業務の完了後に、受注者の書式による請求書により、カード利用金額の支払いを請求するものとし、発注者は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、あらかじめ発注者の定める方法により受注者にカード利用金額を支払うものとする。

(遅延利息)

- 第14条 発注者は自己の責に帰すべき理由により前条の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に請求金額を支払わなかった場合は、未支払金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を、速やかに受注者に支払うものとする。
- ただし、その額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(機密の保持)

- 第15条 受注者は、この契約の履行に際して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。これは、本契約終了後も継続するが、発注者及び受注者の業務運営上特に必要な場合は、この限りではない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第16条 受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、仕様書5.(2)に掲げる「契約期間内における年間利用見込額合計」(本契約締結後、「契約期間内における年間利用見込額合計」の変更があった場合に

は、変更後の「契約期間内における年間利用見込額合計」)の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約の解除)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 第5条第1項の規定に違反して請求代金債権を譲渡したとき。
- 二 削除
- 三 この業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者がこの業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履

行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

六 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請求代金債権を譲渡したとき。

九 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、仕様書5.（2）に掲げる「契約期間内における年間利用見込額合計」（本契約締結後、「契約期間内における年間利用見込額合計」の変更があった場合には、変更後の「契約期間内における年間利用見込額合計」）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条（第4号を除く）の規定によりこの契約が解除された場合
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（前条第5号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
- 4 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が、違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

（損害のために必要を生じた経費）

第19条 業務及び作業の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。

ただし、その損害が発注者の責に帰する事由による場合においては、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（違約金等の徴収）

第20条 受注者が、この契約に基づく違約金、遅滞利息又は賠償金を、発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に、発注者の指定する期間を経過した日から受注者の支払日までの日数につき、年3%の割合で計算した延滞金を加えた額を徴収する。

2 前項の場合において請負代金支払額があるときは、発注者の支払うべき請負代金額と相殺して徴収し、なお、不足があるときは追徴する。

（あっせん）

第21条 この契約条項中、発注者と受注者とが協議を要するものについて、協議が整わない場合、その他、この契約に定める事項について発注者と受注者とが間に紛争が生じた場合には、発注者と受注者とが協議により選定した者に依頼し、解決を図ることができる。

（契約外の事項）

第22条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 横浜市中区北仲通5丁目57番地
支出負担行為担当官
関東地方整備局副局長 ○○ ○○

受注者

No.	事務所名	分任支出負担行為担当官名	請求書送付先		
			郵便番号	住所	送付先
1	鹿島港湾・空港整備事務所	分任支出負担行為担当官 鹿島港湾・空港整備事務所長	〒314-0021	鹿嶋市大字栗生2254	
2	千葉港湾事務所	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長	〒260-0024	千葉市中央区中央港1-11-2	
3	東京港湾事務所	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長	〒136-0082	東京都江東区新木場1-6-25	
4	東京空港整備事務所	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長	〒144-0041	東京都大田区羽田空港3-3-1	
5	京浜港湾事務所	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長	〒220-0012	横浜市中区新港1-6-1	
6	東京湾口航路事務所	分任支出負担行為担当官 東京湾口航路事務所長	〒238-0005	横須賀市新港町13	
7	特定離島事務所	分任支出負担行為担当官 特定離島事務所長	〒140-0001	東京都品川区北品川1-3-12 第5小池ビル5F	
8	横浜港湾空港技術調査事務所	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長	〒221-0053	横浜市神奈川区橋本町2-1-4	

仕 様 書

1. 業務件名

令和6年度 クレジットカード方式による公共料金の決済業務

2. 業務内容

本業務は、業務受託者（以下「受注者」という。）が関東地方整備局（以下「発注者」という。）又は発注者が指定する管内に設置されている事務所を法人会員に入会させ、会員番号の付与を行い、発注者の指定する業者（以下「事業者」という。）から発注者に対して公共料金の支払請求が発生した都度、発注者に代わり、事業者の定める期限までにクレジットカード方式による決済を実施（以下「カード決済」という。）することとする。

また、受注者は、発注者に代わり、カード決済を実施した金額（以下「カード利用金額」という。）を発注者に請求を行うものとする。

3. 業務期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

（ただし、本業務の履行期間は5.3か月を予定している。）

4. 業務条件

次の条件に合致すること。

(1) 発注者が申込みを行いカード決済に利用できるクレジットカードであり、カードを貸与せず会員番号による管理が可能であること。また、キャッシング・ポイント機能を付与しないこと。

(2) 発注者は、受注者が指定するカード会員入会申込書により会員番号の付与を依頼することとし、受注者は発注者の依頼に基づき速やかに会員番号を付与するものとする。会員番号申込時に登録するご使用者名については、事務所名等発注者の指定する名称で登録を行うこととする。

また、受注者は発注者からカード使用名義の変更依頼があった場合には、速やかに新規番号の付与を行うこと。

(3) 会員番号の予定発行件数は9件とする。

なお、業務の円滑な遂行が可能となる等の理由が生じた場合には、協議の上でその発行件数を変更することを妨げないものとする。

(4) 年会費、発行(再発行を含む)手数料、退会等の手続きに要する手数料及び発注者のカード決済の利用に伴う手数料は発生しないものとする。

- (5) 別表1に掲げる事業者に対する公共料金の支払について、カード決済が行えることを想定としている。なお、業務期間内において支払先が増加した場合であっても、原則対応可能であること。
- (6) 発注者は、公共料金の支払について、カード決済を利用することとする。
- (7) 受注者は、発注者に対しカード利用金額の支払いを請求するに際しては、全て請求書発行による振込払いとすること。受注者は、発注者に対し、カード利用金額の支払いにおける振込先口座を書面にて連絡すること。請求書は、各会員番号毎に取りまとめの上、請求をすること。
- (8) 各月のカード決済の締切日は各月末日とし、受注者はカード番号登録名および利用金額等を記載した明細書を作成し、翌月末日までに発注者に請求するものとする。
- (9) 事業者に対する支払遅延が発生した場合については、受注者の責任において解決するものとし、発注者に対して遅延損害に関わる一切の請求を行わないものとする。
- (10) 受注者は、会員番号の流出や不正使用が判明した際には、速やかに利用停止手続を行うと共に、その後の事務に影響が生じないように、速やかに発注者に対し会員番号の変更を行うこと。

5. カード利用金額合計

次の金額がカード決済可能であること。いずれも見込額であり、状況等により増減することがある。

- (1) 月最大利用額 2, 200, 000円
- (2) 契約期間内における年間利用見込額合計 20, 170, 000円

6. その他

- (1) 本業務の円滑な運営を図るため、受注者は本業務の受託に際して、発注者に対し連絡窓口を書面にて届け出ること。
- (2) 受注者は業務上知り得た情報を他に漏洩してはならない。

(3)暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

④ 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。」

(4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、協議の上、その対応方法等について決定するものとする。

以上

別表 1

①	横浜市水道局
②	東京都水道局
③	千葉県企業局長
④	東京電力エナジーパートナー株式会社